

施策の方向 1 安定的でかつ持続的な農業を営むための生産性向上

1－① 農業基盤整備の推進

農道は道路幅が狭く未舗装なものが多い。継続

1－② 遊休農地の発生防止と解消対策

後継者不足で、農家の高齢化から遊休化が進む農地がある。継続

1－③ 新規就農者の受入れと担い手の確保

後継者不足で、高齢者の農家が増えている。継続

1－④ 【新規】地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画の策定が義務付けられている。新規

施策の方向 2 市民の農業への理解の醸成と地産地消の推進

2－①－ア 「鎌倉やさい」のブランド力の強化と高付加価値化の推進

鎌倉ブランドについて、正しい情報発信が不十分である。継続

2－①－イ 「鎌倉やさい」のブランド力の強化と高付加価値化の推進

生産履歴を付けていることなど、新鮮・安心・安全の取組が、消費者に届いていない。継続

2－② 6次産業化の検討

農家に6次産業化を進めるだけの能力が不足している。継続

2－③－ア 農業を通じた地域貢献
鎌倉ブランドについて、正しい情報発信が不十分である。**継 続**

2－③－イ 農業を通じた地域貢献
農業者から、高齢になり耕作ができない、相続で農地を取得したが耕作ができない等の相談が寄せられる農地がある。**継 続**

施策の方向3 環境と共存する農業の推進

3－①－ア 農地の保全・有効活用
農業者から、高齢になり耕作ができない、相続で農地を取得したが耕作ができない等の相談が寄せられる農地がある。

(再掲2－③－イ) 継 続

3－①－イ 農地の保全・有効活用
令和4年（2022年）に、30年が経過する生産緑地地区の買取申出が可能となることによる、生産緑地地区の減少が見込まれる。**継 続**

3－② 環境保全型農業の推進
生産履歴を付けていることなど、新鮮・安心・安全の取組が、消費者に届いていない。**(再掲2－①) 継 続**

3－③ 【新規】有機農業推進の可能性検討
有機農業は、環境負荷をできる限り低減した農業生産方法であり、国も新たな農業戦略をまとめて、推進を図っているが、現状、市内での取組の実態を把握していない。**新 規**